

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：中小企業等協同組合法施行令

規制の名称：信用協同組合連合会による国等に対する員外貸付制限の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：令和4年6月30日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

事前評価時、全国信用協同組合連合会（以下「全信組連」という。）の員外貸付先は中小企業等協同組合法施行令において規定されており、このうち国及び預金保険機構（以下「国等」という。）への貸付けについては、同令により他の員外貸付と合わせ預金等総額の20%までに制限（以下「員外貸付制限」という。）されており、金融情勢の変化により余資運用先が制限されてしまい、協同組織金融機関の連合会としての機能を十分に果たすことが困難となっていた。当該規制緩和後も、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響も、特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価時、国等に対する員外貸付制限は、昨今の金融情勢の変化により余資運用先が制限されてしまい、協同組織金融機関の連合会としての機能を十分に果たすことが困難となっていたが、当該規制緩和後も、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は特になく、当該規制緩和がなされなかった場合は、協同組織金融機関の連合会としての機能を十分に果たすことが困難な状態が継続していたものと考えられる。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現はなく、会員組合の余資運用先である国等を員外貸付制限から除外することは、全信組連の運用手段に柔軟性を与えるとともに、会員組合の利益に寄与するものとなることから、当該規制緩和の必要性は引続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、本規制緩和に係る遵守費用に関しては特段発生しないと想定していた。事前評価時に想定されなかった遵守費用は発生していない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、本規制緩和に係る行政費用に関し、行政庁（国）において、協同組織性を踏まえ、全信組連の員外貸付制限の対象外とする国等向け貸付けが、会員組合に対する貸付けを妨げない限度で行われているか把握するための監督上の費用が発生すると想定していた。事前評価時に想定されなかった行政費用は発生していない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

全信組連において、国等に対する貸付けが員外貸付制限の対象外となることから、会員組合に対する貸付けを妨げない限度において、これまで以上に柔軟な余資運用が可能となり、会員組合の利益に寄与するという、事前評価時に想定した通りの効果が発生している。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

全信組連において、国等に対する貸付けが員外貸付制限の対象外となることから、会員組合に対する貸付けを妨げない限度において、これまで以上に柔軟な余資運用が可能となり、会員組合の利益に寄与するという、事前評価時に予測した便益とかい離はないが、便益の金銭価値化は困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

当該制度に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

〔 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。 〕

規制の見直しにより、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。従って、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。